

大気関係法令の概要

R3.4

――粉じん（一般・特定）の規制基準――

粉じん（一般・特定）発生施設 p 1～p 4

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律 p 5～p 6

工場又は事業場に設置される施設で粉じん（一般・特定）を発生し、及び排出し、又は飛散させるもののうち、一定規模以上のものを設置する場合は、事前に届け出なければなりません。特定粉じんとしては、石綿（アスベスト）が指定されています（※）。

なお、「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」により、製造業等で粉じん発生施設を設置している工場には、公害防止管理者等を設置することが義務づけられています。

※特定粉じんの規制は、工場・事業場の他に、解体等工事が対象となっていますが、解体等工事における規制については「大気関係法令の概要 ―特定粉じん排出等作業の規制基準―」に別途掲載しています。

I 大気汚染防止法 ―粉じん（一般・特定）発生施設―

I-1 対象施設、要件

(1) 一般粉じん発生施設

※ 鉱物（コークスを含み、石綿を除く。以下同じ）

	施設の種類	規模
1	コークス炉	原料処理能力50 t / 日以上
2	鉱物又は土石の堆積場	面積1,000㎡以上のもの
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア (鉱物、土石またはセメントの用に供するものに限 り、密閉式のものを除く)	ベルト幅75cm以上、またはバケット の内容積が0.03m ³ 以上
4	破砕機及び摩砕機 (鉱物、岩石またはセメントの用に供するものに限 り、湿式のもの及び密閉式のものを除く)	原動機の定格出力 75kW以上
5	ふるい (鉱物、岩石またはセメントの用に供するものに限 り、湿式のもの及び密閉式のものを除く)	原動機の定格出力 15kW以上

(2) 特定粉じん発生施設

	施設の種類	規模
1	解綿用機械	原動機の定格出力 3.7kW以上
2	混合機	
3	紡績用機械	
4	切断機	原動機の定格出力 2.2kW以上
5	研磨機	
6	切削用機械	
7	破砕機又は摩砕機	
8	プレス(剪断加工用)	
9	穿孔機	

注) 石綿を含有する製品の製造の用に供する施設に限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。

I-2 排出基準

(1) 一般粉じん発生施設

排出規制は行われず構造・使用管理基準が適用されます。

一般粉じん発生施設の構造・使用管理基準

	施設の種類	基準
1	コークス炉	<p>(1) 装炭作業は、無煙装炭装置をするか、装炭車にフード及び集じん機を設置するか、又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。</p> <p>(2) 窯出し作業は、ガイド車にフードを設置し、又は当該フードから粉じんを処理する集じん機を設置するか、又はこれと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。ただし、ガイド車またはガイド車の走行する炉床の強度が小さいこと、ガイド車の軌条の幅が狭いこと等によりガイド車にフードを設置することが著しく困難である場合は防じんカバー等を設置して行うこと。</p> <p>(3) 消火作業は、消火塔にハードル、フィルター又はこれと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。</p>
2	鉱物又は土石の堆積場 粉じんが飛散するおそれのある鉱物又は土石を堆積する場合は次の各号の1に該当すること	<p>(1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</p> <p>(2) 散水設備によって散水が行われていること。</p> <p>(3) 防じんカバーでおおわれていること。</p> <p>(4) 薬液の散布又は表層の締固めが行われていること。</p> <p>(5) 前記各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア 粉じんが飛散するおそれのある鉱物、土石又はセメントを運搬する場合は次の各号の1に該当すること	<p>(1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</p> <p>(2) コンベアの積込部及び積降部にフード及び集じん機が設置され並びにコンベアの積込部及び積降部以外に粉じんが飛散するおそれのある部分に第3号又は第4号の措置が講じられていること。</p> <p>(3) 散水設備によって散水が行われていること。</p> <p>(4) 防じんカバーでおおわれていること。</p> <p>(5) 前記各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>
4	破碎機及び摩砕機 次の各号の1に該当すること	<p>(1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</p> <p>(2) フード及び集じん機が設置されていること。</p> <p>(3) 散水設備によって散水が行われていること。</p> <p>(4) 防じんカバーでおおわれていること。</p> <p>(5) 前記各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>
5	ふるい 次の各号の1に該当すること	<p>(1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</p> <p>(2) フード及び集じん機が設置されていること。</p> <p>(3) 散水設備によって散水が行われていること。</p> <p>(4) 防じんカバーでおおわれていること。</p> <p>(5) 前記各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>

(2) 特定粉じん発生施設

敷地境界基準：大気中の石綿の濃度が敷地境界において10本/ℓ以下であること。

I-3 粉じん濃度の測定

(1) 一般粉じん発生施設

粉じん濃度の測定義務の規定はありません。

(2) 特定粉じん発生施設

排出者は、その工場又は事業場の敷地の境界線における大気中の濃度を測定し、その結果を記録しなければなりません。

ア. 測定頻度：6月を超えない作業期間に1回

常時使用する従業員が20人以下の場合は、測定を当分の間行わないことができる。

イ. 測定方法：環境大臣が定める方法（H元.12.27環告93）

ウ. 測定結果：結果は3年間保存すること。

I-4 実施の制限等

(1) 計画変更命令

① 一般粉じん発生施設

特に規定はありません。

② 特定粉じん発生施設

設置又は構造等の変更届出があった場合、敷地境界線における特定粉じんの濃度が基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内において、構造、使用の方法、処理の方法、飛散防止に関する計画の変更又は計画の廃止を命ずることができます。

(2) 実施制限

① 一般粉じん発生施設

特に規定はありません。

② 特定粉じん発生施設

特定粉じん発生施設の設置又は構造等の変更届出をした場合、その届出が受理された日から60日を経過したあとでないと設置し、または構造等の変更をしてはいけません。

(3) 基準遵守義務

① 一般粉じん発生施設

設置者は、構造並びに使用及び管理に関する基準を遵守しなければなりません。

② 特定粉じん発生施設

特定粉じん発生施設を設置する工場、事業場から事業活動に伴い、特定粉じんを排出、飛散させる者は、敷地境界における基準を遵守しなければなりません。

(4) 基準適合命令等

① 一般粉じん発生施設

一般粉じん発生施設を設置している者が基準を遵守していないと認めるときは、期限を定めて基準に従うべきことを命じ、又は当該施設の使用の一時停止を命ずることができます。

② 特定粉じん発生施設

特定粉じんの事業場の敷地の境界線における大気中の濃度が敷地境界基準に適合しないと認めるときは、排出者に対し、期限を定めて当該施設の構造、使用の方法の改善、処理の方法、飛散の防止の方法の改善を命じ、又は当該施設の使用の一時停止を命ずることができます。

I-5 届出関係

法の規定による届出は、届出書の正本にその写し1通の計2通を提出してください。2つ以上の一般粉じん発生施設が、同一の工場、事業所に設置されている場合は、その種類が同一である場合に限り同一の届出書によって届出ができます。

事 項	届出種類	届 出 内 容	提出期限
一般粉じん発生施設 粉じん発生施設を設置しようとするとき 構造等届出内容の(4)～(6)を変更しようとする場合	一般粉じん発生施設設置（使用、変更）届出書	(1) 氏名又は名称、住所、法人にあつては代表者の氏名 (2) 工場又は事業場の名称及び所在地 (3) 粉じん発生施設の種類 (4) 粉じん発生施設の構造 (5) 粉じん発生施設使用及び管理の方法 添付書類 ①粉じん発生施設の配置図 ②粉じん処理、飛散防止の施設配置図 ③粉じん発生、処理の操業系統の概要	あらかじめ
特定粉じん発生施設 粉じん発生施設を設置しようとするとき 構造等 届出内容の(4)～(6)を変更しようとする場合	特定粉じん発生施設設置（使用、変更）届出書	(1) 氏名又は名称、住所、法人にあつては代表者の氏名 (2) 工場又は事業場の名称及び所在地 (3) 粉じん発生施設の種類 (4) 粉じん発生施設の構造 (5) 粉じん発生施設使用及び管理の方法 (6) 処理又は飛散防止の方法 添付書類 ①粉じん発生施設の配置図 ②粉じん排出の方法 ③粉じん処理、飛散防止の施設設置図 ④粉じん発生、処理の操業系統の概要 ⑤工場、事業場の周辺の状況 ⑥粉じん濃度測定場所及び選定理由	着手予定年月日の60日前
氏名等届出内容の(1)、(2)を変更した場合	氏名等変更届出書	(1) 氏名又は名称、住所、法人にあつては代表者の氏名 (2) 工場又は事業場の名称及び所在地	変更のあった日から30日以内
施設の使用を廃止した場合	使用廃止届出書	(1) 氏名又は名称、住所、法人にあつては代表者の氏名 (2) 工場又は事業場の名称及び所在地 (3) 粉じん発生施設の種類	廃止した日から30日以内
施設を承継した場合	承継届出書	(1) 氏名又は名称、住所、法人にあつては代表者の氏名 (2) 工場又は事業場の名称及び所在地 (3) 粉じん発生施設の種類 (4) 被承継者の氏名、名称、住所	承継した日から30日以内

Ⅱ 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律 (粉じん関係抜粋)

製造業（物品加工業を含む）で、かつ特定の施設を設置している場合は、「公害防止統括者」を公害防止に関する最高責任者とし、「公害防止主任管理者」及び「公害防止管理者」を公害防止に関する技術的事項の管理者とする管理組織体系を設置するよう義務づけられています。

公害防止管理者等の資格は、国家試験もしくは資格認定講習により取得することができます。

Ⅱ－１ 特定工場

製造業（物品加工業を含む）、電気供給業、ガス供給業及び熱供給業で下記の要件のいずれかを満たす工場です。

1. 一般粉じん発生施設を持つ工場 : 全てが特定工場になります。
2. 特定粉じん発生施設を持つ工場 : 全てが特定工場になります。

Ⅱ－２ 公害防止統括者

(1) 規模要件等

特定工場を設置している者（特定事業者）は、施設の監視、維持、使用等を統括管理する公害防止統括者を選任しなければなりません。

1. 常時使用する従業員の数が20名以下の場合を除きます。
2. 公害防止統括者を選任すべき事由が発生してから30日以内に選任しなければなりません。

(2) 資格要件 なし

(3) 業務内容

1. 一般粉じん発生施設を持つ工場
一般粉じん発生施設の使用の方法の監視、一般粉じん処理施設の維持、使用に関すること
2. 特定粉じん発生施設を持つ工場
 - (ア) 特定粉じん発生施設の使用の方法の監視、特定粉じん処理施設の維持、使用に関すること
 - (イ) 特定粉じんの濃度の測定、記録に関すること

Ⅱ－３ 公害防止管理者

(1) 規模要件等

特定工場を設置している者（特定事業者）は、公害防止の技術的事項を管理する公害防止管理者を選任しなければなりません。

1. 公害防止管理者を選任すべき事由が発生してから60日以内に選任しなければなりません。
2. 2以上の工場について同一の公害防止管理者を選任してはなりません。

ただし、以下に掲げる場合であって、兼務する公害防止管理者の公害防止に業務に係る指揮命令系統が明確化されており、かつ、実態上も公害防止業務を行いうる場合については、同一人の公害防止管理者の兼務が認められます。

- ①同一社ではあるが同一敷地内にない複数の工場において、同一人を選任する場合。
- ②親子会社等の関係にあるものが同一敷地内に設置する複数の工場において、同一人を選任する場合。
- ③事業協同組合等の組合員が共同で公害防止業務を行う際に、同一人を選任する場合。
- ④近隣の同業種の中小企業者が共同で公害防止業務を行う際に、同一人を選任する場合。

なお、具体的な兼務可能要件については、別途基準告示（平成17年3月7日 告示第1号）に定めてあります。

(2) 規模要件及び資格

1. 特定粉じん関係

特定粉じん関係公害防止管理者 : 大気1～4種でも可

2. 一般粉じん関係

一般粉じん関係公害防止管理者 : 特定粉じん、大気1～4種でも可

(3) 業務内容

1. 一般粉じん発生施設を持つ工場

(ア) 原材料の検査

(イ) 一般粉じん発生施設の点検

(ウ) 一般粉じん処理施設の操作、点検、補修

2. 特定粉じん発生施設を持つ工場

(ア) 使用する原材料の検査

(イ) 特定粉じん発生施設の点検

(ウ) 特定粉じん処理施設の操作、点検、補修

(エ) 特定粉じんの濃度の測定、結果の記録

(オ) 測定機器の点検、補修

II-4 代理者

公害防止統括者及び公害防止管理者はそれぞれ代理者を選任しなければなりません。資格要件については統括者、管理者に準じます。

II-5 届出関係

法の規定による届出は、届出書の正本にその写し1通の計2通を提出してください。

事 項	届 出 種 類	添付書類	提出期限
公害防止統括者または代理者の選任及び死亡・解任をしたとき	公害防止統括者(代理者)選任、死亡・解任届出書		選任、解任してから30日以内
公害防止管理者または代理者の選任及び死亡・解任をしたとき	公害防止管理者(代理者)選任、死亡・解任届出書	資格を有する者であることを証する書類	選任、解任してから30日以内
公害防止主任管理者または代理者の選任及び死亡・解任をしたとき	公害防止主任管理者(代理者)選任、死亡・解任届出書	資格を有する者であることを証する書類	選任、解任してから30日以内
特定事業者について相続又は合併があったとき	承継届	その事実を証する書面	承継した日から30日以内に提出

提出、問い合わせ先

福岡市役所環境局環境保全課

中央区天神1丁目8番1号(本庁舎13階) 〒810-8620

電話 092-733-5386 FAX 092-733-5592